

仕様書

件名：令和7～令和12年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計システム運用保守業務

1. 一般共通事項

1. 1 概要

本仕様書は、岩沼市水道事業会計、下水道事業会計及び特定公共下水道事業会計（以下「上下水道事業会計」という。）において導入する公営企業会計システム（以下「システム」という。）の運用保守業務（以下「本業務」という。）に関する仕様を示す。

1. 2 適用

本仕様書は、本業務に適用する。なお、本仕様書に規定されていない事項については、監督職員と協議のうえ、当該協議結果を本業務に反映させること。

1. 3 目的

本業務は、上下水道事業会計業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、システムが常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えることを目的とする。

1. 4 履行場所

岩沼市役所（所在地：岩沼市桜一丁目6番20号）

玉崎浄水場（所在地：岩沼市南長谷字宿1）

1. 5 履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2. 業務の内容

2. 1 保守の範囲

本契約に基づき受注者が発注者に提供する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、システム全般の安定稼働を目的とした保守業務を実施すること。
- (2) 操作及びシステムに関する問い合わせ等に対する運用、管理サポート全般について迅速

に対応すること。

- (3) 運用期間中はソフトウェアのライセンス更新及び適切なバージョンアップを実施すること。
- (4) システムにより上下水道事業会計業務を適切に行うため、法改正等にあわせたシステム改修やメンテナンスを行うこと。ただし、通常保守の範囲を超える場合には、別途協議する。
- (5) 成果品の機能等に変更が必要となった場合、保守範囲内として対応すること。ただし、大規模な変更となる場合には、別途協議する。
- (6) 常時データのバックアップを行い、データが消失した場合であっても速やかに復旧可能な体制をとること。
- (7) システムにより適正かつ円滑に事務遂行ができるように、当局の人事異動による事由も含めて操作方法等の支援を行うこと。

2. 2 保守体制

システムの操作方法や不具合等が発生した時の対応窓口を配置し、発注者の勤務時間内において対応できるような体制をとること。なお、連絡先や保守体制を書面にて提出すること。

なお、受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合、リモートにてシステムの保守作業を行うことができる。

2. 3 障害発生時の対応

受注者は、業務に支障のある障害が発生した場合は、迅速に障害を検知し、発注者へすみやかに報告するとともに復旧可能な体制を確保すること。

2. 4 除外作業

次の各号に掲げる事項については、2. 1の保守範囲に含まない。ただし、これを行う必要が生じた場合は、その都度、受注者は、発注者と別途協議の上、実施時期及び料金等を決定する。

- (1) ハードウェア環境に起因すること
- (2) システムの移設及び撤去に関する作業並びに立会い
- (3) 発注者の要求によるシステムの改造

- (4) 天災地変等受注者の責めに帰すことのできない原因により生じた不具合の修理
- (5) 発注者の不適当なシステムの使用又は取り扱いによる不具合の修理

3. 一般事項

3. 1 委託料の支払い

本業務における支払いは、契約代金額を60回で均等に割ったものを月別に請求するものとし、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

なお、請求の際には別途協議により会計毎に按分した請求書を発行するものとする。

3. 2 秘密の保持

受注者等及び業務関係者は、本業務により知り得たすべての事柄について、本業務履行中及び本業務完了後においてもこれを他に漏らしてはならない。

3. 3 損害賠償

本業務に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに発注者に報告しなければならない。その場合に生じた損害は、すべて受注者の責任において解決するものとする。

3. 4 再委託

本業務の全部または一部を再委託することは原則認めない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときにはこの限りではない。

3. 5 協議

本業務についての疑義または仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者にて協議を行い、書面による取り交わしを行うものとする。